

◇議会基本条例 達成状況検証表

議会基本条例達成状況検証表（案）会派からの意見聴取

（別紙2）

【対象期間】 令和3年11月～令和5年4月

【評価の段階】 A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない -：検証対象外

条	項	号	条文	達成状況の検証		意見等
				評価	評価の理由、課題・問題点、取組案など	
前文			<p>地方分権、地域主権の進展に伴い、地方公共団体の役割と責任が拡大され、地方議会の重要性が一段と高まっている。</p> <p>市議会は、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ市民を代表する唯一の議事機関であり、二元代表制の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、議会の持つ機能を十分に発揮し、真の地方自治の本旨を実現するという使命を持っている。</p> <p>由利本荘市議会は、政治理念に基づき積極的な情報公開や説明責任を果たすとともに、自由闊達な討議を通じて論点を明確にし、政策立案や政策提言を行っていかねばならない。</p> <p>また併せて、これまで積み上げてきた議会改革の成果を踏まえ、新しい時代のあるべき地方公共団体の姿や議会のあり方を追求し、その実現に向けて不断の努力を重ねることにより、市民からの信頼に応えようとするものである。</p> <p>ここに由利本荘市議会は、議会及び議員の果たすべき役割と責務を明確にし、市民の負託に応えられる議会を目指し、「由利本荘市議会基本条例」を制定する。</p>	B	<p>評価対象期間前に行ってきた議員定数削減やタブレットの導入等、常に議会改革を意識し、二元代表制としての議会機能の向上、新しい時代のあるべき地方公共団体の姿や議会のあり方を追求し、その実現に向けて不断の努力を重ねることにより、市民からの信頼に応えようとしている。しかし、政策立案の実績は不十分であり、積極的な情報公開や説明責任の実施に当たっては、時代に合わせた手法の模索を引き続き進めるべきである。</p> <p>今期進められた議員間討議や常任委員会の活動の見直しなどが、今後政策提言等に結びつくものとする、自由闊達な討議や議論を、ただ単に自由な発言と捉えることのないように、議員として市行政を理解し現状を把握した上での発言を行うように、議員としての資質を高めていく必要がある。</p>	
第1章 総則						
第1条（目的）			<p>この条例は、二元代表制の下、由利本荘市議会（以下「議会」という。）が市民に身近で信頼される機関として担うべき役割と責務を果たすための基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市政の伸展に寄与することを目的とする。</p>	-	（検証対象外）	（検証対象外）

◇議会基本条例 達成状況検証表

【対象期間】 令和3年11月～令和5年4月

【評価の段階】 A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない -：検証対象外

条	項	号	条文	達成状況の検証		意見等
				評価	評価の理由、課題・問題点、取組案など	
第2章 議会及び議員の活動原則						
第2条（議会の活動原則）			議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	-	(各号において評価)	(各号において評価)
-	-	1号	公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会運営に努めること。	B	本会議における傍聴やCATVでの中継、車椅子用のスペースを設ける等の傍聴席の改善、さらには令和5年度からはYouTubeによる本会議の録画映像の公開を行う等、市民に開かれた議会運営に努めている。今後、委員会等での議員間討議における議論の過程など、一層、市民に開かれた議会運営に努めていく必要がある。	
-	-	2号	議決する責任を認識し、市民への積極的な情報公開及び説明責任を果たすように努めること。	B	議会ホームページや議会報、各会派や議員個人の広報活動により、市民への積極的な情報公開がなされている。しかし、市民側から据えると、今後さらに工夫を加えながら積極的な情報公開及び説明責任に努める必要がある。	
-	-	3号	市民の多様な意見を集約し、政策立案及び政策提言（以下「政策提言等」という。）の機能強化に努めること。	B	市民の多様な意見を集約し、議員連盟活動や会派提言により、実施政策提言等の機能強化に努めているが、政策立案に関しては不十分である。現在行っている常任委員会の活動の見直し等を通して、政策立案及び政策提言の一層の機能強化を図るべきべきである。	
-	-	4号	市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）の事務の執行について、市民本位の立場から適正な市政運営が行われているか、監視及び評価する責任を認識して活動すること。	B	本会議における会派代表質問・一般質問、常任委員会等における審査、また、当局に対する要望や提言等を通して、その責任を認識した活動がなされている。今後、監視・評価については一層踏み込んだチェック体制が必要である。	
-	-	5号	議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。	B	会派代表者会議や議会運営委員会などで、適宜見直しを図っている。特に今回は、一般質問手法等についての確認の場があった。	

◇議会基本条例 達成状況検証表

【対象期間】 令和3年11月～令和5年4月

【評価の段階】 A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない -：検証対象外

条	項	号	条文	達成状況の検証		意見等
				評価	評価の理由、課題・問題点、取組案など	
第3条（議員の活動原則）			議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	-	(各号において評価)	(各号において評価)
-	1号	議会が言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由で活発な討議を尊重すること。	B	会派での討議を尊重し、会派代表者会議、常任委員会等での集約を図っているが、会派を超えた意見交換は必要である。		
-	2号	日常の研修活動を通じて自らの資質向上に努めるとともに、市民の多様な意見を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	B	市民と語る会や常任委員会、会派等で研修活動を実施するとともに日常の議員活動を通じて市民意見の把握に努め市政への反映を図っている。		
-	3号	議会の構成員として、個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上に資する活動を行うこと。	B	各地域の活動に積極的に参加し、市民全体の福祉向上に努めている。		
-	4号	積極的に政策提言等を行うための調査研究に努めること。	B	議員連盟、会派、個人等で適宜研修活動を行い、政策提言を行うための調査研究に努めている。しかし、情報収集作業は多いが、政策提言をまとめるほどの調査研究に至っていない。		
第4条（議員の倫理）						
1項	-	議員は、市民の代表として、高い倫理性を課せられていることを常に自覚し、品位の保持及び識見の養成に努めなければならない。	B	政治倫理条例を制定しており、本条例の遵守に努めている。しかしその一方で、理解不足の面もあり、議員研修等の実施により市民の代表としての品位の保持及び識見の養成に努めていくべきである。		
2項	-	議員の倫理の規範については、別に条例で定める。	-	(検証対象外)	(検証対象外)	

◇議会基本条例 達成状況検証表

【対象期間】 令和3年11月～令和5年4月

【評価の段階】 A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない -：検証対象外

条	項	号	条文	達成状況の検証		意見等
				評価	評価の理由、課題・問題点、取組案など	
第3章 市民と議会との関係						
第5条（市民の参画及び市民との連携）						
	1項	-	議会は、市民の参画を積極的に推進するため、議会活動に関する情報公開に努めるものとする。	B	議会報、会派報等様々な手法により市政情報、議会・議員活動を公開しており、情報公開に努めている。しかし、市民側から据えるとは十分でない面もあることから、さらなる工夫や効果的な情報公開の在り方について検討していくべきである。	
	2項	-	議会は、市民との意見交換に努め、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	B	これまでの「市民と語る会」を一部見直し、高校生と語る会を開催することで市民との情報交換の強化が図れた。市民と語る会を見直すことができたのは一つの成果であったが、それを政策提言にどう結びつけていくかが今後の課題である。	
	3項	-	議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言と位置づけ、その審議において、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。	B	請願及び陳情の内容については、委員会や会派等で情報を集めて共有し、その審議に臨んでいる。対象期間内には提出者の意見を聴く必要があると判断された事例はなかったが、今後も必要があると判断された場合は提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。	
	4項	-	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	B	対象期間内に市民の専門的又は政策的識見等を聴取する機会はなかったが、必要がある場合は制度を活用できる態勢であることから、議会の討議に反映させるよう、引き続き努める。	

◇議会基本条例 達成状況検証表

【対象期間】 令和3年11月～令和5年4月

【評価の段階】 A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない -：検証対象外

条	項	号	条文	達成状況の検証		意見等
				評価	評価の理由、課題・問題点、取組案など	
第4章 市長等と議会との関係						
第6条（市長等との関係）			議会は、市長等との関係について、次に掲げるところにより、常に適切な緊張感のある対等な関係を保持し、事務執行の監視及び評価に努めるものとする。	-	(各号において評価)	(各号において評価)
	-	1号	本会議における議員と市長等に対する質疑及び質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。	A	質疑及び一般質問の質問は、一問一答方式で行われている。一問一答の質を高めながら、一般質問のあり方を議会としてもっと研究していく必要がある。	
	-	2号	議長から本会議の出席を要請された市長等は、議員からの質疑及び質問に対し、その論点を整理し、質疑及び質問の趣旨確認をするため、議長の許可を得て、当該議員に対し、その考え方を問い返し、又は対案の提示を求めるための反問をすることができるものとする。	A	市長等には反問権が与えられている。対象期間内に反問権が行使されたことはなかったが、反問権行使の手順を明確にした。	
	-	3号	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとする。この場合において、議長は、市長等に文書により回答を求めるものとする。	A	対象期間内には文書質問が行われたことはなかったが、文書質問ができる制度整備はされている。	
	-	4号	前号の文書による質問及び回答は、原則として議会広報等で公開するものとする。	A	対象期間内に文書質問が行われていないため、質問や回答の公開はなかったが、重要なことである。	
第7条（議会における政策等の審議）						
	1項	-	議会は、市長が提案する重要な政策、施策、計画又は事業（以下「政策等」という。）について、審議等における論点を明確にし、その政策等の水準を高めることに資するため、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について明らかにするよう求めることができるものとする。 （1）政策等を必要とする理由 （2）検討した他の政策等の内容 （3）政策等の基本構想に基づく基本計画における位置付け総合計画との整合性 （4）政策等に関する法令 （5）政策等の実施に要する財源措置 （6）政策等の実施後の効果とコスト計算	B	会派代表者会議や議会全員協議会、会派提言や常任委員会での審査において、当局に対し、政策等に関する事項について質問が適宜なされている。しかし、十分な説明が不足している場合もあり、議員側としても疑問点や判断に足る説明が不足している場合は、丁寧に確認し検証していく必要がある。	
	2項	-	議会は、前項に規定する政策等の審議等を行うに当たり、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後の政策等の評価に資する審議に努めるものとする。	B	常任委員会や決算審査特別委員会で、当局に対し執行後の政策等の評価に資する審議のため、政策等の執行状況や実績等に関する質問が適宜なされている。しかし、執行後の政策等の評価を審議する機会が少なく、今後の課題である。	
	3項	-	議会は、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。	A	令和4年度及び令和5年度も当初予算説明会をそれぞれ開催し、議員全員が出席している。	

◇議会基本条例 達成状況検証表

【対象期間】 令和3年11月～令和5年4月

【評価の段階】 A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない -：検証対象外

条	項	号	条文	達成状況の検証		意見等
				評価	評価の理由、課題・問題点、取組案など	
第8条（地方自治法第96条第2項の議決事件）						
	1項	-	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、次の各号に掲げる市政全般にわたる重要な計画等について、積極的に追加を検討し、議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。	B	市政全般にわたる重要な計画等について、議会全員協議会を開催する等により積極的に追加検討し、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資する努力をしているが、まだ工夫の余地はある。	
	-	1号	基本構想及び基本計画に関すること。	-	(検証対象外)	(検証対象外)
	-	2号	市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの ア 都市計画、上下水道等に関する計画 イ 社会福祉、医療に関する計画 ウ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画 エ 市民生活の安全、交通、環境に関する計画 オ 教育に関する計画 カ 次世代育成、男女共同参画に関する計画	-	(検証対象外)	(検証対象外)
	-	3号	市が他団体又は個人と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの	-	(検証対象外)	(検証対象外)
	2項	-	前項の議決に付すべきものは、議会と市長等が協議のうえ、別に条例で定める。	-	(検証対象外)	(検証対象外)
第5章 議会運営						
第9条（議員間討議による合意形成）						
	1項	-	議長は、議員間の自由な討議を重視した運営に努めなければならない。	A	本会議や委員会のみならず、全員協議会や会派代表者会議など様々な場で、議員間討議を大切にしたい取り組みがなされているが、「自由な討議」を目指し、発言しやすい環境等の更なる工夫に努める。	
	2項	-	議会は、本会議及び委員会における議案の審議等に当たり結論を出す場合には、議員間の討議を尽くし、合意形成に努めなければならない。	B	概ね達成されていると思われるが、議員間の討議が尽くされないまま議決される場面もあり、議員間討議の在り方等を研究する必要がある。	
第10条（議会全員協議会）			議長は、議会全員協議会において、政策提言等を推進するため、政策討論を行う場を設けることができる。	B	政策提言としての議会全員協議会にまでは至っていないが、今回の検証活動や委員会活動の見直しなど重要な事項についての協議がなされたので、今後の活動に期待する。	

◇議会基本条例 達成状況検証表

【対象期間】 令和3年11月～令和5年4月

【評価の段階】 A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない -：検証対象外

条	項	号	条文	達成状況の検証		意見等
				評価	評価の理由、課題・問題点、取組案など	
第11条（委員会の活動）						
	1項	-	委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、その所管に係る市政の課題の調査研究活動を充実強化するものとする。	B	各常任委員会が課題を整理し、今日的課題について調査研究に努め、委員会視察など調査研究活動も行っているが、更なる強化・充実が必要である。	
	2項	-	委員会での審査に当たっては、市民に対し積極的に情報公開を行うとともに、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。	B	情報公開に関しては、まだ工夫の余地はあり、審査結果のみではなく、審査の過程の議論や討議を市民に伝える手法についても検討すべきである。	
	3項	-	委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過の説明に努めるものとする。	B	議員個人や会派等で説明に努めていると認識しており、委員会としての広報は「議会だより」のみのため、市民が要請しやすくなるような工夫がなされるべきである。	
	4項	-	委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ、関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において委員会の会議を開催することができるものとする。	B	評価対象期間内において、当該地域での委員会の会議が開催された実績は無かったものと認識しており、地域住民を交えての委員会の会議等は、今後の課題である。	
	5項	-	委員会の審査に必要な説明のため出席を求められた者は、議員からの質疑及び質問に対し、その論点を整理し、質疑及び質問の趣旨確認をするため、委員長の許可を得て、当該議員に対して発言することができるものとする。	B	市当局以外の参考人招致はなかったが、必要に応じて実施すべきである。	
	6項	-	委員会の会議は、原則公開とする。	B	委員会の会議は原則公開とされており、評価対象期間内にマスコミ等による委員会審査への傍聴は有ったが、一般市民の傍聴は無く、「原則公開」が市民に周知されるよう、更なる工夫が必要である。	
第6章 会派						
第12条（会派）						
	1項	-	議員は、政策提言等に資するため、政策を中心とした理念を共有する議員の集団として会派を結成することができる。	-	(検証対象外)	(検証対象外)
	2項	-	会派及び会派に属しない議員（以下「会派等」という。）は、政策形成及び政策提言等に関し、必要に応じて会派の代表により調整を行い、合意形成に努めるものとする。	B	会派代表者会議を通して、合意形成に努めていると認識している。	
	3項	-	会派に関し必要な事項は、議長が別に定める。	-	(検証対象外)	(検証対象外)

◇議会基本条例 達成状況検証表

【対象期間】 令和3年11月～令和5年4月

【評価の段階】 A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない -：検証対象外

条	項	号	条文	達成状況の検証		意見等
				評価	評価の理由、課題・問題点、取組案など	
第7章 政務活動費						
第13条（政務活動費）						
	1項	-	会派等は、議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として政務活動費を充てることができる。	A	十分にできている。	
	2項	-	会派等は、効率的かつ効果的に政務活動費を活用するとともに、その使途の透明性を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。	A	収支報告及び情報の公開を実施している。	
	3項	-	政務活動費の交付その他必要な事項は、別に条例で定める。	-	(検証対象外)	(検証対象外)
第8章 議員の身分及び待遇						
第14条（議員定数）						
			議員の定数は、法令及びこの条例で定める議会及び議員の活動の推進と、議会の備えるべき監視、調査及び政策提言等の機能の確保の観点を踏まえて、別に条例で定める。	-	(検証対象外)	(検証対象外)
第15条（議員報酬）						
			議員報酬は、議員の活動並びに議会における調査及び審議の多様化、市の財政状況及び経済情勢、他市の状況等を踏まえて、別に条例で定める。	-	(検証対象外)	(検証対象外)
第9章 議会及び議会事務局の体制整備						
第16条（議会事務局）						
			議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。	B	議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備は図られている。	
第17条（議会図書室）						
			議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営し、その機能の充実に努めるものとする。	B	管理されているが、整備図書等についてさらに充実に努める。	
第18条（予算の確保）						
			議会は、議事機関としての機能の向上を図るとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	B	議会は議事機関としての、必要な予算確保に努めている。	
第19条（議会広報の強化）						
			議会は、広報紙、ホームページ等の充実に図り、議会活動を市民に分かりやすく伝えるとともに、議会や市政への関心が高まるよう、広報活動の強化に努めるものとする。	B	議会報編集特別委員会を設置し、わかりやすく充実した広報に努めているが、手段などについて、さらに強化を図る必要がある。	
第10章 補足						
第20条（他の条例等との関係）						
			この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重しなければならないものとする。	B	議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する際は、この条例の趣旨を尊重しながら行うものと認識している。	
第21条（見直し手続）						
	1項	-	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で委員の任期ごとに検討し、その結果を議会全員協議会に報告の上、公表しなければならない。	B	検証作業を開始したところである。	
	2項	-	議会は、その責務を確実に果たしていくため、そのあり方について検討し、必要があると認めるときは、議会運営委員会で検討し、この条例の改正を含めた所要の措置を講ずるものとする。	B	今回の検証結果によっては、必要に応じて議会運営委員会で検討し、この条例の改正を含めた所要の措置を講じていくものと認識している。	